

総務まちづくり常任委員会議事録

(令和5年12月5日)

総務まちづくり常任委員会議事録

- 1 日 時 令和5年12月5日（火） 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 辻本 馨 副委員長 西田いく子
委員 斧田 秀明 建石 良明
藤井千代美 森田 忠彦
村井 浩二 辻本 博之
中村 直幸
議長 山田 強
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 教育次長 池田 貴則
副町長 齋藤 健吾 秘書政策課長 西本 武史
教育長 中道 雅夫 企画担当課長 小泉 大吾
政策総務部長 小角 孝彦 総務財政課長 小南 考弘
まちづくり推進部長 村上 正規 自治防災課長 辻中 一嘉
健康福祉部長 子安 逸二 環境農林課長 木下 明紀
- 6 議会事務局 事務局長 正野 正 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案第37号 太子町と富田林市との間における消防事務の委託の変更及び廃止に関する協議について
 - (2) 議案第39号 太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件
 - (3) 議案第40号 太子町コミュニティバス運行に関する条例中改正の件
 - (4) 議案第41号 一般職の職員の給与に関する条例中改正の件
 - (5) 議案第45号 令和5年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）

午前 9時30分 開 会

○辻本（馨）委員長 皆さん、おはようございます。

本日、総務まちづくり常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

総務まちづくり常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、事件案といたしまして、議案第37号、太子町と富田林市との間における消防事務の委託の変更及び廃止に関する協議についての1件、条例案といたしまして、議案第39号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件ほか2件、予算案といたしまして、議案第45号、令和5年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）の1件、以上、合わせまして5件の議案でございます。何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○辻本（馨）委員長 本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

よって、これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、事件案件1件、条例案件3件、補正予算案件1件の計5件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

まず、議案第37号、太子町と富田林市との間における消防事務の委託の変更及び廃止に関する協議について、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○辻中自治防災課長 おはようございます。議案第37号、太子町と富田林市との間における消防事務の委託の変更及び廃止に関する協議についてご説明申し上げます。

最初に、この度の提案理由でございますが、本町及び富田林市、河南町、千早赤阪村は、近年頻発する風水害や地震等の被害が大規模、甚大化していることから、更なる消

防力の充実・強化や消防に関する行財政運営の効率化及び基盤の強化に向け、名称を大阪南消防組合に変更する、現柏原羽曳野藤井寺消防組合へ加入することとなりました。

これに伴い、地方自治法第252条の14第2項の規定により、本町と富田林市との間における消防事務の委託について、令和6年1月1日から3月31日までの間、太子町が新組合の運用を開始する準備行為ができるように変更し、また、4月1日から消防事務の委託を廃止することについて協議を進めるため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、太子町・富田林市消防事務の委託に関する規約を改正する等の規約（案）について説明します。

まず初めに、第1条ですが、規約の一部を変更する内容です。現行条例の第1条、委託事務の範囲において、消防団に係るもの並びに水利施設の設置、維持及び管理に関するものを委託事務から除くとしておりましたが、この度の改正では、委託事務から除く内容に、大阪南消防組合の運用を開始するための準備行為を追加しているものです。

これは、現在の規約において、消防事務の全ての権利や行使能力を富田林市に委託しており、大阪南消防組合の運用を開始するための準備行為、これには新組合議会における新年度予算等の審議も含まれるものですが、これらについては富田林市への委託事務の範囲から除くとする変更を行うものです。

次に、第2条では、太子町・富田林市消防事務の委託に関する規約を廃止するものです。

附則についてですが、施行日を令和6年1月1日とし、第1条で定める委託事務の範囲について、大阪南消防組合の運用を開始するための準備行為を除くとする変更の期日としております。

また、ただし書では、第2条の太子町・富田林市消防事務の委託に関する規約を廃止する期日を令和6年4月1日からとし、大阪南消防組合の運用開始と合わせることで、消防事務が切れ目なく継続するように規定しております。

なお、太子町と富田林市との間における消防事務の委託の変更及び廃止に関する協議についてご議決いただいた際には、富田林市と協議の上、協議書を交わし、告示を行うとともに、大阪府知事へ届出を行います。

以上で、太子町と富田林市との間における消防事務の委託の変更及び廃止に関する協

議についての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○辻本（馨）委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 今回の説明の中でもう一度ちょっと詳しく教えていただきたいというのが、水利施設の関係というのは具体的にはどういうふうなものが入っているのか。

○辻中自治防災課長 消防の水利施設ということで、消火栓であるとか防火水槽という形です。これについては現在も太子町で管理しているという形で、引き続き広域化後も太子町で管理するという形になります。

○斧田委員 ありがとうございます。

それと、このところで、消防団に関わる部分というふうな形で書かれているんですけども、これまで富田林市の分署とうちの太子町の消防団とどんな関わりがあって、それが次は大阪南のほうに行くんですけど、具体的に何かが変わるのかなというのがあれば教えてください。

○辻中自治防災課長 太子町の消防団の活動につきましては、今も自治防災課のほうで事務を行っております。広域化後も変わらず太子町のほうで事務を行うという形になっております。

常備消防とのつながりにつきましては、現在、例えば太子分署のほうで消防団との連携を取るという形で年間数回の研修会を行ったり、連絡調整を行っておりますが、これも広域化することで大きく変わることはないと考えております。

○辻本（馨）委員長 ほかに。

○斧田委員 実際に出火したというふうな第一報が入ってくるのも、ここら辺の流れからいうと、富田林市に今やったら入っていたと思うんですけど、それが大阪南のほうに切り替わっていくというふうなことにも、これはつながっているということによろしいのでしょうか。

○辻中自治防災課長 委員おっしゃるとおり、指令センターが大阪南のところで一括という形で、今まで柏羽藤と富田林市、河内長野市と3つのところに指令センターがあったんですけども、一括されますので、そこからの指令により、出火のときには出動するという形になります。

○斧田委員 ありがとうございます。

以上です。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○中村委員 今回、大きく範囲が広がるということで、消防の施設というか、ポンプ類が多く、今までは富田林市だけでやっていたんですけども、消防に対する器具についてはいいんですけども、ほかの羽曳野市とか藤井寺市辺りで使っていたポンプが太子町に来る可能性もあると思うんですけども、そういったことで、現在保有している消火栓とか、そういったところの気圧とか、そういったことには問題はないんですか。水圧、そういったことについて。

○辻中自治防災課長 消火栓等のポンプ等が水圧とかで、広域化することによっていろんなポンプ車とかが来るので、支障がないかというお話だと思うんですけども、基本的にはその辺も全部調整されておりまして、使っているポンプ車につきましては、3消防本部で24台のポンプ車が稼働しておりまして、これも広域化後も同じように活動できますが、支援センターのほうでどここの消火栓を使うようにという指示も一括して来るようになりますし、ポンプ、消火栓の活用についても支障がないという形で聞いております。

以上です。

○中村委員 磯長台辺りの古い消火栓または古いパイプ等々が大きな調整のついたポンプだとは思いますが、そういった違うところのポンプ車に来て、今、非常に古いパイプの状態なわけですし、そういったことも何ら問題なく水の配分ができるかどうか、これを今お答えになったんですけども、全く磯長台辺りの水不足、またパイプがうまく機能していない、そういったことも十分耐えられる調査というのはいつされたんですか。

○辻中自治防災課長 磯長台も含めまして、各消火栓のところにつきましては、上水道のほうの形の水を使わせていただいて消防利水に活用しております。

消防のほうでいつどこを確認したかというのは定かではないんですけども、例えば消火栓を使ったときにはもちろん上水のほうの、今でいうと水道センターの職員も駆けつけて一緒に確認しながら、濁りがないかというふうな確認も行っているところがございますので、広域化することによって、その辺が大きく変わって使用できないということはないということで考えております。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 関連したところで、今まで太子分署においては消防士さん、隊員さんの配置のところで、人員といったところで中々、工夫しながらいつも任務に当たっていただいている体制というふうに前からあったと思うんですけど、今、現状どないなっているのかと、4月から新しい組合に入っていく中で、その分署の隊員配置の基準とか、そういうところを満たしているのか、また、そういう課題がこれから出てくるのか、その辺のところを教えていただけませんか。

○辻中自治防災課長 現在、太子分署ありますけども、これは広域化すると太子出張所という形になりますけれども、20名の職員がいてまして、2交代制という形で配備していただいています。これにつきましては、令和6年4月から広域化後も同じ体制で出発するというか、それで運用が開始するという形になっておりますので、これも大きな変更はない、このままでやっていくというふうな形で考えております。

○村井委員 先日、山田の防災訓練のときに、消防士さんのお話の中に、救急出動というのがここ数年すごく増加傾向にあるということのお話があって、やっぱりその辺のところの配置といったところの、人員といったところの定数というのか、定員というのか、その辺のところも中々確保、対応するといったところが中々スムーズにいかないみたいなことをおっしゃっていたので、またその辺も新しくなっていく中でまた改善できる、またそういうふうに日頃から住民さんの安心安全といったところにつなげていただくところにつながるんやったら、また積極的に検討していただきますようお願いしておきます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○西田副委員長 今、村井委員から安全安心ということがありましたけれども、説明してくれはった中で、広域化することで消防力の充実強化、これが図ればいいと思うんですけども、もう一つ言っていた行財政の効率化というのが、ポンプ車をうまいこと回すとか、救急車をうまいこと回すということであるならばいいんですけども、財政の効率化ということで減らすようなことがないようにというのはお願いしたいんです。命を守ることにお金を惜しんではもらいたくないと思います。

太子町でいうと、今、救急車の出動がどうなるかという話もあったんですけども、事故があったら消防車も行くのかな。でも、あまり火事で消防車が動くということがない中で、住民さんも救急車が欲しいとって運動して今、分署が横にあるんやけれども、広域化するということはテリトリーが広がるということで、また大きな事故が起こった

ときに一手に、それこそ救急車、どこもかしこも要るんやということで集中したことで、太子町で住民さんが呼んだときに、ほんまに河内長野の端っことか、今度は柏原の端っことかから来ることで、今でどれぐらい救急車、到着に時間がかかっているんやろう。それが遅くなるようなことはないんでしょうか。

救急車に乗る人のこともありますけれども、今全体で救急車は、そしたら広域化になったときに何台になるのか、ちょっと2つ答えていただけますか。

○**辻中自治防災課長** 救急車のことについてという形ですけれども、まず救急車の台数ですけれども、現在、救急車の保有台数が富田林市消防本部で7台になっております。柏羽藤の消防組合が7台、河内長野市が4台という形で17台となっておりますが、広域化後も変わらず17台で運用するという形で始まります。

もう2点目の住民サービスの到着時間等の話ですけれども、太子分署におきましても現在と同様に救急車が配備されるため、大きな目で見ますと変わるんですけれども、現場到着時間については大きな変更はないのかなという形になります。

しかし、救急車の出動要請が重複して住民さんからあった場合は、現在は富田林市消防本部の、例えば河南町の分署とか、他の分署から出動して対応しておりますけれども、広域化することで指令センターが一元化されますので、より多くの救急車を効率よく運用できると考えております。そうすることでトータルで到着時間を短縮することができ、住民サービスの向上が図れるのかなというふうに思っております。

また、消防庁の資料によりますと、全ての救急車17台が同時に出動してしまう確率、ふくそう率というんですけれども、これにつきましては、管轄の人口が30万人以上の消防本部になりますと、全部の救急車が出動してしまうということは限りなく0に近づくという形で示されております。この度の広域化によりまして、8市町村における管轄人口は47万人ということで30万人を上回ることから、救急車全部が出払ってしまうというようなふくそう率も限りなく0に近づくという形で、住民サービスの向上につなげられるのではないかなというふうに考えておるところです。

○**辻本（馨）委員長** 自治防災課長、消防車の台数なんですけど、私の聞き間違いだったら申し訳ないんですが、富田林市7、柏羽藤7、河内長野4、18台。17と言われている。

○**辻中自治防災課長** すみません、富田林市消防本部は6台です。申し訳ないです。

○**西田副委員長** ここまで来て、目前になっていきますけれども、まだちょっとここが整っ

てないなとか、そういうところはなく、スケジュールどおり潤滑にここまで来たんでしようか。

○辻中自治防災課長 消防広域化に向けてのスケジュールということですが、財政負担とか、いろんなところで各関連市町村の調整はあったり、また配慮等もありましたが、今のところ順調に令和6年4月1日の広域化に向けて進められてきていると考えています。

○西田副委員長 これが広域化になることで、議会で変化は、そちらに議員お一人、太子町は出すということなんですが、これは4月からであって、年間どれぐらい会議が行われているかご存じですか。

○辻中自治防災課長 消防広域化になりますと、現在の柏羽藤の組合から引き継いでいくという形になりますが、年間2回程度の会議があるというふうに聞いております。新しい消防組合の議員さんにつきましては、議会自体は1月1日に発足して、2月に新しい新組合の議会が早速始まるという形で聞いております。

○西田副委員長 本当に広域化で安全安心が更に深まるということになればいいなと思います。隣に太子分署、残りますよって、どこもそんなのは減らしませんよと言いますし、人員も変わりませんよと言いますが、ともすると、何年かたてば、ここは廃止、廃止とかなりますが、そういうことがないように、やっぱり身近にあるというのが大切なので、私らも議員で入っていくので、そこで言わせてもらいますが、町としても、そういう意味では各自治体にあるものが減らんように、今後も円滑に進むように働きかけていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第37号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第37号、太子町と富田林市との間における消防事務の委託の変更及び廃止に関する協議については、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第39号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○小南総務財政課長 おはようございます。それでは私のほうから、議案第39号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、本改正に至りました理由についてご説明させていただきます。

本改正は、主にマイナンバーの利用範囲の拡大等を目的に、本年6月9日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の別表第2が廃止されることになりました。この改正を踏まえまして、本条例においても所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明させていただきます。

恐れ入ります。議案書3頁の新旧対照表をご覧ください。

それでは、まず最初に、第2条については、新たに特定個人番号利用事務と利用特定個人情報とを定義しております。

第4条については、マイナンバー法別表第2より引用または当該特定個人情報としていた事務及び情報を、それぞれ特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報に改めるものでございます。

また、第5条については、引用している法第19条第10号を第11号に改め、更に、第4条と同様に当該特定個人情報を利用特定個人情報に改めております。

最後に、施行日でございますが、2頁の改め文をご覧ください。

附則の部分でございます。マイナンバー法等の一部を改正する法律が本年6月9日の公布日から1年3か月以内の政令で定める日に施行となっているため、それに合わせた施行としております。

以上、議案第39号の説明を終了させていただきます。よろしくご審議の上、ご議決

賜りますようお願い申し上げます。

○辻本（馨）委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田副委員長 今、1年3か月でということなんですけれども、近隣で長いこの条例が出てくるかと聞いたら、羽曳野は出てませんとおっしゃっていたんです。これ、だから、一応今回出さなくてもいいのか、ほんで、急いで出さなアカんのか、その必要があったのかというのをちょっとお尋ねします。

○小南総務財政課長 施行日のほうでのご説明でもさせていただきましたとおり、マイナンバー法の一部を改正する法律の施行自体が本年6月9日に公布されまして、公布の日から1年3か月以内の政令で定める日という形になってございます。ですので、1年3か月、国の制度というか、運用ですので、ぎりぎりまで後ろに持っていくというならば、来年の9月頃まで猶予はあるんですけども、以内という形の表現になっておりましたので、本町としましては、いつでもすぐ対応できるようにという形で速やかに上程をさせていただきました。

以上です。

○西田副委員長 今、これ、先に言うておきますけど、マイナンバーという制度自体がいかなものかということで反対するんですけども、そうは言いながら、ポイントをつけてもらったりとかして、取得率、どれぐらいまでいっているんですか。

世の中では、持ったけど、これ、使われへんやんということで、逆に持っているほうが怖いからって返納する人も増えているんですけども、太子町で返納する人もいらっしゃいますか。

○小南総務財政課長 まず交付率のほうでございます。国のほうから定期的に報告がございました。交付率のほうで本年11月19日現在、太子町におきましては79.93%の交付率となっております。

あと、2つ目のご質問のほうで、ここも返却されるという方がおられるという形で聞いておりますけども、本町におきましては、住民人権課等にも確認を取ったところ、今現在では返却された方はおられないという形で聞いております。

○西田副委員長 返却されてないから考えていらっしやらないかと思っておりますけれども、岬町やったかな、だから、もしそういうことがあるのであればというのをホームページに、

返却するときはこういうふうにやってくださいよというようなことを紹介しているらしいんです。今後増えていくのか、太子町はないのか分かりませんが、そういう案内はちょっとしていただけたらいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

この条例というところで見れば、今説明してくれたように無味乾燥で、読み方を変えますとか、それだけなんですけれども、やっぱり勉強会資料、もしあれやったら開いてもらったら、この改正のポイントということでいけば、数字だけじゃなくて、中身は大概怖いことが含まれていると思うんですけれども、特にこの中の単費になると、どうなっていくのか分かりませんが、一番危惧していた保険証のことなんですけれども、これは保険証、一体化ということで、10月でしたっけ、マイナ保険証に変えていく方向で進めようとしていますけれども、こういうことをやる中でもすごく問題、トラブルがあったじゃないですか。あんまりにもトラブルがひどいということで、今年の6月からどんな問題があるのかというのを国も調べているんですけれども、そんな中でひもづけのミス、これは当たり前ぐらいに見つかりましたけど、一番怖かったのが、ご登録された交付金受け取り口座で他人に情報を閲覧されたケース。調べたうちで215件あったそうなんですけれども、もしそういうことがあって不利益を講じたときに、誰が責任を負うことになっているんですか。

○小南総務財政課長 まず、本町のほうでそういう事例が今現在実績としてはございませんので、具体的にそういう業務をちょっと行ったことがございません。ただ、業務の中でお聞きしている分には、至急国のほうでそういう形のものをご報告させていただく窓口といたしますか、そういうところがございますので、そういう事例があったときには市町村のほうから適宜報告させていただいて、対応をさせていただくような形で聞いております。

○西田副委員長 そういう声が入ってくるのは窓口であり、自治体であり、それは大変やと思うんですけれども、前のときも言ったかなと思うんですけど、マイナンバーカードで行政サービスが受けられるマイナポータル、この利用規約、ここに、利用者に損害が生じても所管するデジタル庁が一切の責任を負わないとする条項があるんです。これ、ご存じでしょうか。これ、自分だけ、個人であり、役場がそれを出したんやったら役場でありって、それはそこで責任どうこうしてくれたりいいということなんやろうけど、少なくともデジタル庁、国には責任ないよと書かれているということをご存じなのかと、これはあんまりにもひどいなとは思いませんか。

○小南総務財政課長 すみません、私、勉強不足で、そちらのほうにそういう記載があるのは存じておりませんでした。

また、その責任に関してなんですけども、ひもづけの錯誤等についても様々な原因があったり、保険組合のほうでの作業の錯誤であったりという形で理由があるというのもお聞きしております。ですので、ケース的にいろいろなケースがあって、実際、実績でどういう話でそれぞれ進捗がされているのかというのもちょっと把握しておりませんので、ちょっと私のほうから個人的な形でお答えというのは中々難しいという形になります。申し訳ございません。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 今のに関連して、国のほうでマイナンバーカードの再点検、総点検ということで今年の夏以降、この12月頭に向けてって、岸田総理のほうでも12月ぐらいには何か報告、結果を報告するというようなことでやってはったと思うんです。デジタル庁の中でも総点検本部ですか、立ち上げて、各自治体のほうで総点検ということでやってはると思うんですけど、太子町において、その総点検の項目があると思うんですけど、どれに係る事務というのが、どの事務についての点検が必要になっていたのか、それともなかったのか、なっていたら、何についての事務が点検の対象になったのか教えていただけませんか。

○小南総務財政課長 点検の項目につきましては、担当各課のほうで様々な項目がございます。私どもの総務財政課のほうで把握させていただいている部分におきましては、今現在、国であったりとか、そういう形の機関のほうから総点検の指示が下りて、役場の各部署におきまして、点検できる項目については点検をさせていただくという形で今、業務を進めているというのは把握しております。

ただ、すみません、各課の一事務というか、項目それぞれまでは私のほうではちょっと把握はしておりません。

○村井委員 その点検はもう終了、終えたんですか。終了したんですか。

○小南総務財政課長 私、認識している限りでは、まだ点検のほうもされていらっしゃると思います。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

○西田副委員長 議案第39号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件について、反対の立場で討論を行います。

個人情報保護委員会の直近の年次報告、2021年度では、2017年から2021年度の5年間で、少なくとも約3万5千人分のマイナンバーに関連する情報の紛失、漏えいがあったと明らかになっています。

政府はマイナンバー制度の利用範囲を税、社会保障、災害の3分野に限定し、利用できる事務や情報連携は法律で規定している、だから個人情報は安全だと言い続けてきましたが、個人情報の紛失、漏えいは既に深刻な事態です。問題があると分かっているから、デジタル庁自身が責任を負わなくていいように、規約で一切の責任を負わないと責任逃れをしています。また、情報関連の対象を法規定から外し、法律の改正なしに改法令で規定するとしており、政府の一存でマイナンバーの情報連携を可能としています。

今回の改正により、健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに置き換えられます。国民の大きな不安、強い批判があるのに、なぜ現行の健康保険証を廃止するのでしょうか。短期被保険者証、被保険者資格証明書の仕組みを廃止し、国民皆保険制度の根幹を壊します。更に、マイナ保険証にせよ、創設する資格確認書にせよ、本人からの申請に応じた交付とします。健康保険証は保険診療を受ける資格を示すもので、保険証を被保険者に届けることは国、保険者の責務です。健康保険証の交付を申請方式に変えるという制度の仕組み自体を変えるということは、国、保険者の責任放棄になります。

また、戸籍に記載されている人の氏名の振り仮名を、1年を経過した後には本籍地の市町村長が管轄法務局長等の許可を得て、一般的な読み方で記載することも可能としています。命名権、人格権への侵害につながるのではないかと危惧されています。

情報漏えいなど、被害に遭うのは私たち国民です。国は責任を負いません。自己責任、自治体に責任を負わせることになっていいのでしょうか。

政府は、現行の保険証の廃止は国民の不安払拭のための措置が完了することが大前提だと言いながら、このままマイナ保険証を押しつけようとしています。マイナ保険証の利用率は10月時点で約4.5%で、6か月連続で減少していると数字からも、国民の不安は払拭されていません。

太子町として、個人情報保護対策は後回しのまま、保険証を人質に取ったマイナカード取得の強制はやめるよう、国に強く求めることを要望し、反対の討論といたします。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

討論を許します。

○辻本（博）委員 議案第39号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件について、賛成の立場で討論を行います。

本条例改正は、国が目指すこれからのデジタル社会の基盤として位置づけられたマイナンバー及びマイナンバーカードについて、国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

今回のマイナンバー法改正は、マイナンバーの利用範囲の拡大、より迅速な情報連携を可能とするための見直し、マイナンバーカードの取得、利用に関する利便性の向上等が主な目的で、いずれもデジタル社会の推進には重要なものであり、それに伴う本改正も必要不可欠なものです。今後も国民の利便性の向上、公平公正な社会の実現、行政の効率化に必要な業務を着実に推進することを要望して、本件の賛成討論といたします。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第39号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立6名・反対2名）

○辻本（馨）委員長 起立6名、反対2名。よって、賛成多数でございます。

議案第39号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第40号、太子町コミュニティバス運行に関する条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○西本秘書政策課長 おはようございます。議案第40号、太子町コミュニティバス運行

に関する条例中改正の件につきまして、私のほうからご説明申し上げます。

本町の地域公共交通の基幹交通でもあります金剛自動車株式会社の運行する路線バス事業が令和5年12月20日をもって廃止されることに伴いまして、太子町地域公共交通の運行計画を変更し、本町コミュニティバスの運行ルートの再編と新たな運賃体系について、太子町地域公共交通会議の承認をいただきましたので、12月21日から新たな公共交通としてスタートするに当たりまして、その運賃料金を改定するものでございます。

恐れ入ります。新旧対照表の1枚目をお願いいたします。

別表第5条関係になります。上段の表です。

現行では、コミュニティバスが運行する路線のうち、畑・山田役場線は大人乗車1回につき180円、小人90円です。また、下段の表になりますが、総合福祉センター役場線は大人160円、小人80円です。表の下、畑・山田役場線のバス停で乗車し、総合福祉センター役場線のバス停で降車した場合、もしくは総合福祉センター役場線のバス停で乗車し、畑・山田役場線のバス停で降車した場合については、恐れ入ります、次の頁をよろしくお願ひします、大人200円、小人100円です。

改正後では、乗車券の種類を普通券並びに定期券とし、普通券については、大人では200円、小人では100円とするものでございます。また、定期券については、大人、通学、小人それぞれに対しまして、1か月、3か月の区分を設け、大人1か月で8千400円、3か月で2万3千940円、通学1か月で7千200円、3か月で2万520円、小人1か月で4千200円、3か月で1万1千970円とするものです。

2枚目にお戻りいただきまして、議案書をお開きください。

附則でございます。この条例は令和5年12月21日から施行することとしております。

以上で、議案第40号のご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○辻本（馨）委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 今回のこの条例を提出されるまでに、改めてもう一度、金剛バスのほうが急遽廃止されるというふうなところから現在までの協議結果というんですか、町内の部分

もありますし、4市町村の分もあるんですけど、改めて流れというんですか、この条例を上げるまでの流れを教えてください。

○西本秘書政策課長 今回の金剛バスの路線バス事業の廃止につきましては、金剛自動車のほうから、本年の5月に正式に本町をはじめ4市町のほうに連絡がありました。また、既にご存じのように、その時期に合わせて、金剛自動車のほうから一般利用者の方へも、自社の、同社のホームページで、路線バス事業が廃止されるということで周知されております。町のほうに一報が入りましたのは5月でございます。

そこから4市町村のほうで代替交通に向けた会議を経まして、また近畿運輸局、大阪府の指導の下、アドバイスを受けながら、金剛自動車の次の民間事業者を探すべく、今回4市町村の協議会を立ち上げる中で、近鉄バスさんと南海バスさんに代替交通を担っていただくことになりました。

本町につきましては、大きく最寄り駅としまして近鉄電車の喜志駅、それと上ノ太子駅がございますが、喜志駅につきましては富田林市等の関係する市町村もございますので、広域的な観点から広域の協議会に委ねることとしまして、上ノ太子駅のほうにつきましては、本町独自の路線になりますので、本町の地域公共交通会議の中でその議論を進めてまいりました。

その結果につきましては、これまでも議会の全員協議会等でその過程についてはお示ししてきたわけですが、今回、第3回、書面会議を含めまして、第4回の太子町の地域公共交通会議も経まして、正式に運行ルート、それから運行ダイヤの概要について承認をいただきまして、また、運賃についても新たな運賃体系の承認をいただきまして、改めまして議会のほうにこの運賃体系について上程させていただくものになります。

○斧田委員 私も地域公共交通会議の委員として出させてもらっている流れの中で、まず初めに会長のほうからは、今回のこの事故、事件というんですか、本当に命を落としそうな状態の中で、何とか限られた時間の中でやっていかないといけない、取りあえずは本当に地域の皆さんの足をちゃんと確保していくという大前提の下で流されていたと思います。そのような状況の中、会議の中でも、料金の問題については委員長のほうもかなり気を遣われたというふうなこともあって、1回だけの会議じゃなくて、2回開く中で最終的な採決というふうな形で取られたものだというふうに思っております。

そういうふうな流れの中で、やはりどうしても言葉で表すと、これから先、今だけじゃなくて、先々についても確保できるというんですか、事業としては継続できるような

形で取り組んでいくというふうなことで、そういう流れの中で今回の条例を提案されるに至ったというふうに私のほうでは思っているんですけど、いかがですか。

○西本秘書政策課長 委員おっしゃいますように、本町の地域公共交通会議でもいろんなご意見をいただいております。その中で、まずは会長のほうからは、まずは12月21日に運行させるということをお大前提に考えていきたいと思いますということで、委員の皆様の協力の下、一定、先ほども申し上げましたルート案を作成することができました。

また、併せて、そしたらその運賃はどうしていくんだというところで、ここについてもいろんなご意見をいただいております。その中でも、事務局の提案としましては公共交通、金剛バスが事業撤退された後の公共交通を太子町で担っていく中で、ずっと永続的に当然動かしていく必要があるというところで、今後も継続できるように、持続できるようにということで一定料金を改定させていただいたところでございます。

交通会議の中でもいろんなご意見がございましたが、まずはこれで運行させていただいて進めていきたいというふうなところで、今回議会のほうでも交通会議でご承認いただいた内容について、改めてご審議いただくものでございます。

○斧田委員 ありがとうございます。こういうふうな会議というんですか、足跡をちゃんと踏みながら今回の条例を上げられたというふうな形で受け止めております。

以上で。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○森田委員 今回、料金改定されたんやけども、今まで1年間、運賃収入、コミュニティバスの運賃収入が大体何ぼあって、料金を上げることによって、年間どれぐらい効果があるかというのは分かりますか。

○西本秘書政策課長 直近で言いますと、令和4年度でございます。運賃収入が、補助金等含めまして、130万円ほど運賃収入がございました。その年度の支出が、運行委託料、燃料費等を含めまして、トータル含めまして1千600万円ほどでございますので、1千600万円に対しまして、補助金も含めまして運賃収入というのは約130万円というふうな形になります。

今回、一律200円ということで値上げといえますか、従前は160円、180円、路線によって異なりましたが、それを一律200円としますので、まだこれからの運行になります。そして一旦、金剛自動車さんが事業撤退されるということで、そういった形で住民の方がどのようにそこを感じ取っておられるのかというところもございま

すので、実際にはどれぐらいの見込みかというのは中々難しいところはございますが、160円、180円の時でも、今申し上げましたところから言いますと、収支率が目標の20%の半分もいってないような状況でございますので、今回200円にさせていただくことによりまして、少しでも目標の収支率には近づけていきたいなど、そういう思いもございまして、200円のほうに設定させていただいています。

○森田委員 今回、補助金というか、あれが、老人の何かがなくなるわけですよね。今まで老人に対して100円の割引か何かがあったんやけど、なくなるんやけども、その今までの補助金で、この180万円のうち、何ぼぐらい入ったのかな。

○西本秘書政策課長 今まで収入、先ほど申しました約130万円のうち、補助金が約100万円ほどです。差引きしますと30万円弱が現金収入という形になります。

○村井委員 今の森田委員のちょっと関連した質問になってくると思うんですけど、さっきの運賃収入といったところ、これから今までの金剛自動車さんに代わって、私たちが経営サイドというところのことで大きく変わってくるかと思うんですけど、前からも言ってますけど、運賃収入だけで収支のところ、また、私が前言った営業係数といったところの数字のところも、例えば電鉄会社に関しては、電車を走らせて乗客として運賃収入を得るだけじゃなくて、ほかのところの諸々の収入、物品、関連物品、グッズを販売してみたり、また広告とかで、例えばバス会社においては、一般旅客事業をやっているバス会社さんにおいては観光で何とか収支をやっている、もしくは高速バスで収支が何とかやっていると聞いたことで、中々今のバス形態の運賃収入だけやったら厳しいかと思うんですけど、またその辺の、ほかの収入という、特に私なんかいうたら広告収入とか、どんどんそういうのをやっていかなあかんと思うんです。

よその自治体でも広告募集というところ、ホームページにも出ていますし、その辺の、広告だけじゃないですけど、ほかいろいろ、私の発想的にはグッズとかもいろいろ、関連グッズとか、そういうようなこともやっていってもええんかなと思っているところもあるんですけど、その辺のお考え、教えていただけませんか。

○西本秘書政策課長 おっしゃるように広告収入という考え方は非常に、財源確保という意味で大切なというふうに考えております。

直接の広告収入ということではないですけども、現コミバスにつきましても、座席のシートにデザインを施したシートを用いまして、NFTの部分で作ったデザインを模したような形の座席シートを作りまして、それを広く内外にPRすることによりまして、

直接の広告収入ではないですけども、利用者の確保に努めたり、そういったことも今年度に入りまして行ってまいりました。

引き続いて、12月21日から新たにまずは運行していくわけですけども、その運行の中で、そういった次の広告収入といたしますか、財源の確保といたしますか、利用者の促進の手だては継続して考えていきたいなというふうに思っております。

○村井委員 運賃収入といったところでも1つ、観光といったところの、観光利用を促進させることによって、住民さんからの運賃収入、住民さんだけじゃなくて、住民さんを中心としたところの運賃、乗車していただいてというところで、やっぱり観光事業のところですごく力を入れていって、太子町に訪問してこられる、来訪される方から運賃収入を得るといったところにすごくちょっと力を、もうちょっと入れなあかんのちゃうのかなと思っておるところもあるんですけど、ちょっとその辺のところもこれから力を入れていかれると思うんですけど、今、その辺のお考えあるようやったら、教えていただけないか。

○西本秘書政策課長 今回、観光という点で言えば、基本的には金剛バスの今まで通っていた路線を本町のコミュニティバス、それと民間事業者である近鉄バスさんに委託した喜志循環線というんですか、そちらでほぼ、金剛バスさんが賄っていたところは今回、ルート再編で賄うことができているかなと思います。

その中で、本町の主要なそういうバス、バスの停留所で言えば、聖徳太子の御廟前であったり、また、推古さんの天皇陵前のバス停であったり、孝徳さんの天皇陵前のバス停であったり、そういったバス停は現存させながら運行させることが何とかできるようになっておりますので、そこは引き続いてこのバスに乗っていただけるように、このバス自身のPRにも努めていく必要があると思いますし、また、あと、土曜日、日曜日だけではございますが、道の駅にでも、このコミュニティバス、運行させてまいります。それは従前からそうですけども、引き続いてその運行体系は変わらず、12月21日からも行ってまいりますので、そういったところからも少しでも来訪者、観光客を主とする来訪者の方にご利用いただけるように努めてまいりたいというふうに考えます。

○村井委員 今、昨今の原油高に伴うと言ったらいいのかな、そういうところでマイカーを使っての移動、もしくは観光、余暇を過ごすといったところのことよりも、ちょっと家族みんなで公共交通機関を使って移動しようというようなところの大きな流れが私はあると思うんですけど、やっぱりそういうところのうまいこと流れに沿ったような

ことをやっていこうと思ったら、まず太子町、上ノ太子の駅を降りたところのバス乗り場。私たちは日頃から上ノ太子駅というのを利用しているから、ここにバス乗り場があるんやな、ここに案内板があるんやなとか、ここに自動販売機があるんやなとか、その先にコンビニがあるんやなというのは分かっているんですよ。ただ、初めて来られる方とかは全く分からないまま駅に降りられるといったところですね。

観光は、毎回言っていますけど、観光の案内板1つの設置箇所とかも、分かっている方が設置するんじゃなくて、分かってない方が迷うのであって、分かっている方が迷ったらちょっと具合悪いなということになるかと思うんですけど、だけど、やっぱりそういうところに立ち返って、やっぱりそういう根本的な戦略をしっかりと、さっきの運賃収入といったところも変わってくるかと思うんです。

近鉄さんにしてみても、これ、どないやるんやろうなって、近鉄のフリーパス切符とか、そんなんは該当してくるのかなとか、やっぱりそういうところの、せっかく近鉄バスさんに走ってもらうんやから、やっぱりその辺のところもしっかり考えて対応していかなあかんと思うんですけど、その辺の今、これは具体的なところになるかと思うんですけど、教えていただけませんか。整備について、施設の整備とか、そういうところについて教えていただけませんか。

○村上まちづくり推進部長 観光の関係から言いましたら、以前、案内板については統一した形で外国語の表記もさせていただいて、今ある町内の看板については全て刷新させていただいたところです。

うちの観光施設としての来訪者のアナウンスにつきましては、最寄り駅は近鉄の喜志駅及び上ノ太子ということで、喜志駅についてはないんですけど、上ノ太子についてはそういった形で案内板を設置させていただいているところです。

今後、上ノ太子の駅につきましてはコミバスが来るという、今後発車ルートになるという形になりますので、今後、来訪者に対する影響がどれぐらい来るかという部分も考慮しながら、その動向を注視しながら、当然今、太子町に来られる観光客の方は、一般的には徒歩で来られる方が多い、徒歩で回られる方が多いんですけども、今後、当然こういった形でコミバスを充実させた形で運行されるということも考えながら、その辺につきましては動向を注視しながら、当然運賃収入の増収ということも、当然観光の施策、観光観点からも上げていかなあかんと考えておりますので、その辺はバス運行担当課と連携を取りながら、具体的に戦略的に考えていきたいと考えております。

○村井委員 徒歩中心といったところのことは多分、やっぱり徒歩といったところの部類では、さっきも言った、お客様にサービスを提供する仕事となってきたら、サービスのバリエーションなんですよ、これ。手段が目的化になっちゃって、目的と手段が逆になっちゃう場合があるんですけど、ここはこれで来てくださいというのは、それはお客様は求めてないんです。

典型的な例が金剛山のロープウエーです。徒歩で登ってロープウエーで降りてきます、ロープウエーで登って徒歩で降りてきます、いろいろなバリエーションがあるんですよ。それをやっぱり提供するのが事業者だと思うんです。

今日もちょっとこれ、もう今日は言いませんけど、現金だけじゃないんです。QRコード、交通系ICカード、クレジットカード、何でもいけます。回数券もいけます。このサービスの幅を提供するのが目的なんですよ。これしか使えませんというのは、これはサービスの提供のところ、ちょっとどないやろうなというのは、その根本的なそういうところをしっかりと分かって、目的というのは何や、それを選んでもらうのは住民さん、利用者さんがサービス充実することによって利便性の向上とか、そういうところのことにつながっているかと思うんですけど、ちょっとそれは置いておいて、これ、1つ、ほんで、定期券の販売所は、この定期券に関しての販売所はどちらになるんですか。

○西本秘書政策課長 今回上程させていただきます運賃定期券の販売については太子町になります。

○村井委員 販売箇所は。

○西本秘書政策課長 申し訳ございません。販売箇所は、ここは本町の役場で考えております。

○村井委員 もう一つの、じゃあ、今、広域の近鉄バスさんの定期券はどちらで。

○西本秘書政策課長 近鉄、広域の部分につきましては、販売する場所は富田林駅前のきらめきファクトリー、観光協会ですか、きらめきファクトリーのほうで販売の予定となっております。

○村井委員 これ、先のことだと思うんですが、いきなりそれは難しいかと思うんですけど、太子町役場にこのコミュニティバスの、太子町のコミュニティバスの定期券を購入に来られる。近鉄バスに関しては向こうに、富田林市まで行かなあかんと。近鉄バスさんでは今、実際にウェブ申込みの郵送という定期券の発売をしてはるかと思うんです。それもあると思うんです。

例えば、ウェブもしくは何らかの申込みしてもらって、受渡しは太子町役場でもいけますよというようなところのサービスが提供できるんじゃないかと。近鉄バスさんで、これ、ウェブ申込みなので、どういうウェブサイトのところのシステムになっているのか、ちょっと私も中身のところは分からないんですけど、ちょっとそういうふうなところも住民さん利用の、利用者の、お客様の利用促進もしくはサービスといったところで定期券のところの発売のところ、また運賃の収入といったところも数段、格段に上がる可能性があると思うので、またその辺の検討をしていってほしいんですけど、その辺の発売箇所の、現時点じゃなくて、これから先のお考え、もしあるのであれば、教えていただけませんか。

○西本秘書政策課長 本町、この定期券につきましても、ちょっと今準備中ではございますが、今委員おっしゃいましたようなそういうウェブでの申込み、窓口での申込みはもちろんですけども、そういうウェブでの申込みもしていくようには今考えております。また準備が整いましたら、改めてお知らせさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○村井委員 ちょっとこれ、広域の話で、また広域の話になっちゃうんですけど、実際考えたときに、4つの市町村の中で太子町だけが唯一、富田林市に直接乗り入れしている路線がないんですよ。ほかの自治体は富田林市に直接皆乗り入れしはるので、そこで購入できるという、富田林、駅を起点になっているので。

ただ、太子町においては喜志駅になるので、富田林市まで行こうと思ったら、また電車に乗って行かなあかん。すごい手間がかかるというのは、よその、ほかの市町村に比べて、太子町はやっぱりちょっと特殊な状況にあるといったところがあると思うんです。その辺のところ、もし太子町役場でこちらの定期券が発売されることに、購入できるようになったら、ここまで郵送なんか何かで、役場で申し込んでもらったら、役場で受渡しぐらいはできますよみたいな、そういうところのことも検討していてもいいんじゃないかなとは思っているんで、またその辺はこれから先検討していただきますようお願いしておきます。

○西本秘書政策課長 広域のほうの今申し上げました、きらめきファクトリーでの販売している、うちでいいますと喜志循環線に乗られる、近鉄バスさんが乗られる、その件ですけども、そこにつきましては、基本的にはきらめきファクトリーのほうで受渡ししていただくようなことでお願いしたいと思います。

ただ、先ほど私申し上げました、本町のほうで発行する定期券につきましては、そういうウェブでの申込みもしていただけるように、また決済についても、現金だけではなくて、窓口での現金だけではなくて、そういったオンライン上の決済で納付していただけるような仕組みをちょっと今構築していきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○**村井委員** 実際に定期券って、毎回言うのは、定期券じゃなくて今、多分交通系 I C カード、今ご案内いただいているところにも、さっき近鉄バスさんに関しては交通系 I C カード、いろいろ、2種類ぐらいありますけど、使えますよというようなところを予定されているみたいなこともありましたし、そういうところの定期券といったところの活用方法もあると思うんですけど、その辺の次の段階でいうたら、カードじゃなくて、スマートフォンのという決済のところも今、その先にはお考えあるのか、検討されているのか、教えていただけませんか。

○**西本秘書政策課長** そういうスマートフォンを用いたような決済につきましても、もちろん今の時代の流れですので、やっていきたいという思いはございます。

ただ、やっぱり導入に所要のお金が必要になってまいりますので、またそこについては議会のほうに費用という面でご相談、上程させていただくとか、そういった手続きを踏んだ上での対応になろうかと思っておりますので、またその折にはよろしく願いいたします。

○**辻本（馨）委員長** ほかにございませんか。

○**西田副委員長** 本当に料金がどうなるかということが本当に大変やと思っているんです。200円ってすごく倍上がっているじゃないですか、100円の高齢者の方はお出かけ支援のチケットを持ってはったので。改めてお尋ねしますけれども、そうやってお金を取るということで、私と斧田議員が地域公共交通会議の委員で、文書を欲しいと言われたので、意見を。文書回答したと思うんですが、その文書回答が、この条例に当たって何か活かされているところがあるんですか。

○**西本秘書政策課長** まず地域公共交通会議の中で文書を頂きたいと、そういう第3回の会議の中でそういうふうなことでさせていただきましたけども、それにつきましては、まずダイヤをつくっていく上の中で、そのとき、第3回の会議の委員さんの中から、やっぱりダイヤについては個々の意見を聞いてもらいたいと、代表である委員としての意見を聞いていただきたいということで、まずはダイヤについての意見を聴取いたしました。

た。そのダイヤについて今回反映させていただいて、ちょっと別途つくっておるところでございます。

○西田副委員長 ほんなら、どこが反映されたのか、ちょっとよう分からへんねんけれども、反映されていますというのやったら、反映されたのはどこですか。

○西本秘書政策課長 ダイヤについてでございますので、今回のこの条例、運賃料金のことについては、ここでは、特にダイヤの話でございますので、表現はここではしておりません。

○西田副委員長 私たち、こうやってびっくりしましたけどね、9月8日に。本当に4市町村、同時刻ぐらいにそれぞれの議会で金剛バスなくなりますよと聞いて、うわっと思ったら、その上で11日に発表しますから、それまではすみませんけど口外しないでくださいって。だから、住民さんが知ったのは11日。議員はどうしたんやって、議員が知ったのはそれより数日前だけの話やないですか。

そんな中でいろいろ話してきましたよ。ある程度、ここまで勝手に決まっているんやと思うこともありましたけれども、それなりにここにいてる人、みんなやろうね、情報を知っていますけれども、テレビもそんな見いひん、特にネットではよく出ていましたけど、テレビで毎日金剛バスのことを言うわけでもありませんので、今回の広報を見て初めて知った人がいると思うんです。広報で見て、この時刻表も、私らも完成したのは今回知ったわけじゃないですか。今、条例のことを言っているので、時刻表のことを言われたら困りますというような議会なんですか。

○西本秘書政策課長 ここにはダイヤのことは載っておりませんと申し上げたんでございますが。

○西田副委員長 ダイヤはどんなふうに、そしたら反映されているのか教えてください。

○西本秘書政策課長 ダイヤにつきましては、その意見の幾つかに、やっぱり近鉄電車との接続というご意見がございました。そこについては、もちろんダイヤを作成するに当たりまして、まず念頭に置きましたのは、今回、本町のコミュニティバスが上ノ太子駅に接続するという、従前は金剛バスさんでしたけども、その部分を本町のコミュニティバスで上ノ太子駅まで接続するというところが今回、従前のうちのコミュニティバスからの大きな変革点の1つとなっておりますので、ダイヤを作成する上では、まず念頭に置いていますのは、上ノ太子駅との接続は念頭に置いた中で、改めてそういったご意見もいただきましたので、そこは再精査しながら、またご意見を一部プラスして、反映も

しながら、駅への接続というのはちょっと意識はしております。

ただ、やはり全ての便を電車と接続するというのは、ほかの影響がございます。一巡する時間サイクルであったり、また、運転手さんの休憩時間であったり、また、もちろん渋滞とか、そういったことも含めましての話でございますので、全てのダイヤについてうまく接続するということはちょっと困難な部分もあります。ありますけども、可能な限り利用者の方が利用しやすいような観点から、そこはダイヤを組んでまいりました。

○西田副委員長 いろんなこと、ダイヤも含め、今回の条例も含め、度々おっしゃるのは、まずは、まずは本当に急いで、12月21日から、何も走ってないと言われたら困るから、まずはということをおっしゃるんですけども、まず突貫工事でできたことで、不具合があれば、これはあかんなと思ったら変えていく心積もりがあるということで、まずはという言葉をつけているんですかね。

○西本秘書政策課長 おっしゃるとおりです。やっぱりまずはというところが出てきます。何とか12月21日に走らせることができるのかなど。これで終わりではなくて、並行して公共交通会議、また議会でもご議論いただけることになるかと思えます。その中で住民さんの声もまた出てこようかと思えます。そこはどのような声になるかというのは、これからのところになるかと思えますけども、そこはそういった声を聞きながら、また会議の場を設けながら、必要に応じてより良い形で進めていく必要があるというふうに考えております。

○西田副委員長 まず大急ぎであるならば、いらんことはせんほうがいいなと私は思ったんです。急いで料金を決めるんやったら、何も補助制度を、これを何か機会に外しちゃえみたいなことをする必要はないんじゃないですかというのは公共交通会議の場でも言うたと思うんですけども、今もチケットを持っている方、たくさんいらっしゃるじゃないですか。21日からそれが紙くずになってしまうようなことをしなくても、そのまま使えるようにしたらいいんじゃないですかって。

それこそ、それ以上に利便性という意味では、今答えるに当たって中々うまく、つくっているほうも答えられない中、住民さんがどれだけ理解して、今回の広報の見開きを見て、あの折り込みを見て、そしたら21日からこうなんねや、分かったと思えている人がどれだけいてんねやと思ったら、本当に大変やと思うんですよ。

いろいろ議論ありましたけれども、生涯学習施設、お金、要る要らへんということで二分するような話になった中で、あれは町長の英断やと思うんですけども、半年、7

月までは無料でみんなに使ってもらって、どんな感じかなというのを知ってもらうためにそうしますという附則つけたじゃないですか。これかて、そのお出かけチケット、少なくとも3月までの予算を組んでいて、するつもりだったんでしょ。それも満額使っていて、今、補正せなあかんほど使われているかどうか分からないじゃないですか。

そのお金も残っているんやし、申し訳ないことをした白タク時代のお金も余りましたし、それとよう分かりませんけれども、駅前的小屋をどうするのかということも、駅前的小屋、それも解決してませんし、そういうふうに住民さんが「あれっ」と思うようなところにお金を使っているし、残っているのであるならば、せめて、せめて私はこの年度中は無料で走らせたなら、ほんまにみんな使い勝手が分かって、使わな動かれへんわって、それが400円であっても利用しようと思うぐらいになったらええなと思うんですけれども、せめて、せめて12月21日からでしょう。

一般質問もしますけど、最後12月31日まで10日余り無料でちょっと乗ってみてよというふうにして、住民さんの意見、これから聞きますと言っていますけれども、これからじゃなくて、その10日の間にいっぱい聞いたらいいじゃないですか、ほんまに。あの時刻表をみただけで言いましたよ。上ノ太子駅降りて、これで行ったら、この電車に乗ろうと思ったら5分。もう無理、高齢者の方。5分で切符買って、切符買いはるから、切符買って電車乗れませんって。じゃあ、もう1本後乗ろうと思って行かなあきませんねと言ってはりましたわ。

よう考えてくれてはりますけれども、高齢者の歩く速度で、ICカードを持ってない中で、それをどうするんやということも考えなあかんと思うんです。本当に利便性向上ということもおっしゃっていたと思うんですけれども、町長、ほんまにこれ、もう21日、大変やと思うんですけれども、生涯学習施設がちょっと無料で使ったみたいに、そういうふうな、このお金、条例出たって構わないんじゃないですか。条例のこの金額、いい悪いはまた考えるにしても、そういうふうに住民さん、一番困るのは住民さんですから、乗りやすいようにちょっと、意見くれと言うんやったら、乗りながら考えてくれという期間を10日ぐらいつくってもいいかなと思うんですけど、どうお考えでしょうか。

○田中町長 この200円につきましては、太子町の地域公共交通会議で既にご議論もいただいているということでございます。そういった議論を経て、今回上程、まずはさせていただきますというところをご理解いただき、そしてまた、広域の近鉄バスを走ら

せる部分なんですけども、そちらのほうにつきましては広域の協議会の中で、従前の金剛バスの運賃を引き継いでやるということがもう決定しております。そういった中で、本町だけのコミュニティバスを無料にするということは非常にバランスも悪いというようなところもございます。

あともう一つ、160円、180円、200円が200円になるということもございますけれども、今現在、例えば金剛バスで畑のほうから上ノ太子に行かれている方はもうちょっと払っているかな。せやから、そういった方については逆に料金のほうが下がるというような部分もございます。そういったところでまずは、まずは言ってもあれなんですけども、まずはやっぱり住民の足を確保するために、一定の路線を確保するため、必死になって緊急でやってきたことでございます。

今後につきましては、その利用状況、また住民の声を聞きながら、より本町にふさわしい公共交通の構築に向けて更に取り組んでいくということでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○辻本（馨）委員長 ほかに。

○西田副委員長 何しろ意見、文書回答やから文書で戻っていると思いますので、それはまた、こっちも特別委員会を開いてもらうようお願いする中に出してもらいたいと思いますし、先ほどの金額の話、コミュニティバス、だから乗った人がこれやったら幾らかかったというのを、そのままの人数やって200円だったら何ぼになるんやというのを出してもらったら、予算というか、見えると思うので、そういう運賃のこともしっかり教えてもらいたいですし、近鉄、普通に乘っているの、金剛バスがあまりそういう乗客数とか教えてくれなかったのでもまいち分からないんですけれども、その数字とか、定期を買ったらその分は完全なお金ですし、そういう何か、もうちょっと、この金額でいくんやと言うんやったら、そういう背景をもう少し知らせてもらいたいし、まずはの中でいろいろ手を加えていくのであれば、そのベースになるものはやっぱり議員としても知りたいと思いますので、そういう、ごめんなさい、大急ぎなんですと言って、ごめんなさいと思っていたところの、それを整えるというところを議会とも一緒にやっていきたいと思いますので、要請した資料はちょっと出していただくようお願いいたします。

だから、それで言えば、この間どういうお話をしてきたんですかって、町長とかに知らされたのは5月17日、19日、それぐらいやったと思うんですけれども、それから20回ぐらい会議していますと言うたのは、ほんならどんな会議したのって、中身を言

わんでも、それだけ回数やったんやったら何月何日にやったのというのをくださいねと言って、はいと言っているのがまだ出てないんです。そういうことにちょっと丁寧に対応していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○**村井委員** ちょっと西田委員のそのことで、例えば今、ダイヤのことはということで今やったら全戸配布しますとか、分かり次第ホームページにアップしていきますというようなところのことが太子町役場のホームページにはなっと思うんやけど、実際に今、近鉄バスのダイヤに関しては近鉄バスが、喜志循環線のダイヤに関しては、多分もう公表されているかと思うんですよ。

その辺のところ、もっとホームページとかそういうところで、情報提供できるところからやっていったら、ただ、太子町に関しては、太子町がコミュニティバスのところのバス停のところで一括で周知していこうというふうな考えをお持ちなのか分かりませんが、富田林市で今、富田林市のホームページに行ったら、太子町役場前のバス停の時刻表が出ていますわ。だから、そういうところの情報の出す、出さへん、どこをやるというようなところの誤差というかな、その辺のところの今、ダイヤ発表に関して、もうちょっとそういうところを足並みをそろえろとかいうところ、もうちょっと努力せなあかんと思うんですけど、その辺のお考えを教えてくださいませんか。

○**西本秘書政策課長** 本町としましても、ちょっと本町の考え方としましては、近鉄バスさん、既に今、委員おっしゃいましたように、富田林市さんとかでは出ているということなんですけども、本町としましては住民さん、太子町の住民さん、一緒という考え方の中で、近鉄バスさんのダイヤ、それからうちのコミュニティバスのダイヤを併せて情報提供していきたいなというふうに思っております。

それで予定ですけども、もう来週早いうちには冊子の形でまとめ上げて、各戸に配布していきたいと思います。それまでには一度、議員の皆様にもお示しはさせていただくようにはちょっと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○**村井委員** そこも、これから経営するサイドなので、バスの時刻表って、一番見るのはどこなんやといったら電車の中なんですよ。電車の中なんですよ。家から出発するときじゃなくて、帰りのバス何時にあんねんとか、電車の中であんな冊子を持って乗っている人はおらへんので、やっぱりそういうところの工夫やと思います。冊子を配布したから知らせましたよじゃなくて、お客様にいかに乗ってもらおうといったところなんですよ。

だから、そこでやっぱり、そういうところで、ホームページでスマホで見れて、電車の中でも、ああ、上ノ太子の駅にバスあるわと、ああ、まだ1時間ぐらいやから、ちょっと何かコンビニで買ってからバスに乗れるわとか、ちょっとまだ2時間かかっているわ、ちょっと喫茶店でコーヒー飲もうかみたいな、お客様がどういうふうに時間をつくってもらおうかというのが、要は地方へ行ったら待合所があったり、立ち食いうどん屋があったり、そば屋があったりって、いかにその時間を有効に使ってもらおうかというところを地方はもっと考えてはると思うんですけどね。

だから、その辺のところをしっかりと考えていただいて、できるだけ、今も言うたらコミュニティバスと近鉄バスが走るので、その誤差ができたらあんまり住民さん、利用者さんのところに混乱させるかなというのも十分懸念される場所もあると思うんですけど、その辺、力入れてしっかり対応していただきますよう、住民さん、利用者さんに使いやすい状況、分かりやすい状況に発信してもらいますようお願いしておきます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

では、討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

○西田副委員長 議案第40号、太子町コミュニティバス運行に関する条例中改正の件について、反対の立場で討論を行います。

突然の金剛バス廃止が議会に知らされたのが9月8日、金剛バスの発表が9月11日でした。全国ニュースにもなり、多くの住民の皆さんからどうなっているのか、これからどうなるのか、心配の声が上がりました。差し迫った12月21日からバスを走らせるためには、11月20日が申請のタイムリミットと有無を言わせぬ会議運営でここまでこぎ着けました。金剛バスの都合で路線となっていた聖和台循環線以外は、バス停は確保できました。太子町の公共交通バス路線としては概ね今までどおりかと思えます。

しかし、この間、住民に説明は一切ありませんでした。12月広報で初めて知らされたこととなります。広報に挟まれた時刻表を見た方は、これでは分からないとおっしゃっておられました。この状態で12月21日からスタートするのでしょうか。

2020年6月から今の公共交通になった当初も、住民さんのみならず、バスの運転手さんも間違い、失敗を繰り返していたではありませんか。公共交通は誰のためにある

のか、このことが後回しにされて今日に至っています。住民の声を聞く場を持たなかったため、これでいいのかという不安はつくった担当課にもあるのではないのでしょうか。

また、乗り継ぎ補助や高齢者の外出支援策を21日とともに廃止し、一挙に1乗車200円です。昼間乗り継いで上ノ太子駅まで行こうと思えば400円、往復800円は年金暮らしの高齢者にとって大きな負担になります。料金を再考することを求めますし、補助制度の存続、減免制度の導入など、考えにはなかったのでしょうか。利用促進を言うのであれば、せめて年度いっぱい、せめて12月いっぱいだけでも使いながら乗り方を覚えてもらうということで、無料で走らせることがあってもいいのではないのでしょうか。

元々高齢者のお出かけ支援から始まり、全住民が利用できる公共交通へと発展してきたものです。住民が喜んで利用できる公共交通になることを求めまして、反対の討論いたします。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

討論を許します。

○斧田委員 議案第40号、太子町コミュニティバス運行に関する条例中改正の件について、賛成の立場で意見を述べます。

本条例改正は、金剛バス自動車の運行する路線バス事業が本年12月20日をもって廃止されることに伴い、12月21日から町が運行するコミュニティバスの運賃料金について改定を行うものであります。

本件については、9月に金剛自動車がバス事業の廃止を公表してから僅か4か月余りで運行ルートやダイヤなど、運行計画としてまとめられたものであり、何としても12月21日から住民の足を止めてはならないという強い意志の下、地域公共交通会議での議論並びに、これまで議会での審議を重ね、今日に至ったものであります。

金剛自動車の路線バス廃止の要因は、大きく運転手不足及び利用者減少による経営状況の悪化であり、今回、町が新たな地域公共交通として、同社がこれまで運行していた路線の大半を引き継いで運行することとなりますが、町としても持続性のある公共交通としていくためには、料金の改定並びに現時点での各種補助制度の廃止もやむを得ないものと考えます。

また、条例改正の中では、新たに定期券も導入し、バス利用者の利便性の確保にも努められており、今回の内容は、法定協議会である太子町地域公共交通会議で運行計画と

して議論され、賛成多数で合意を得られた内容であり、その結果については尊重されるべきものでございます。

まずは12月21日から新たな地域公共交通として運行させ、その上で住民の意見なども聞きながら、必要に応じてより良い公共交通としていくものと期待し、賛成の討論といたします。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第40号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立6名・反対2名）

○辻本（馨）委員長 起立6名、反対2名。よって、賛成多数でございます。

よって、議案第40号、太子町コミュニティバス運行に関する条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。

午前11時06分 休 憩

午前11時20分 再 開

○辻本（馨）委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第41号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○西本秘書政策課長 それでは、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件につきまして、私のほうからご説明申し上げます。

本改正は、本年8月7日に人事院が国会と内閣に対し、国家公務員の給与改定等について勧告を行ったことを受けまして、本町職員の給与につきましても人事院勧告の趣旨を踏まえ、職員組合との労使交渉が整いましたので、国に準じ、民間給与との較差を埋めるため、給料表の水準及び期末・勤勉手当の引上げを行うものであります。

それでは、改正内容についてご説明をさせていただきます。

8枚目の新旧対照表をお願いいたします。

第1条関係の改正は、人事院勧告に基づく期末・勤勉手当及び給料表の改定を行っております。

この中で、第25条第2項の改正は、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の120から100分の125へ0.05月分引き上げるものでございます。

また、第3項の改正は、第2項と同じく、再任用職員の12月に支給する期末手当を100分の67.5から100分の70へ0.025月分、支給割合を引き上げるものでございます。

第26条第2項第1号の改正は、12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の100から100分の105へ0.05月分引き上げるものでございます。

また、第2号の改正は、第1号と同じく、再任用職員の12月に支給する勤勉手当を100分の47.5から100分の50へ0.025月分、支給割合を引き上げるものでございます。

次に、新旧対照表の別表第1は、給料表の改正で民間における初任給の動向や、公務員において人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、大卒程度に係る初任給を1万1千円、高卒者に係る初任給を1万2千円引き上げ、また、若年層に重点を置いて給料表の改定を行い、平均で1.1%引き上げを行っております。

以上が第1条関係の改正となります。

引き続きまして、16枚目、一番最後の頁になります、をお開きお願いします。

第2条の関係でございます。この中で第25条第2項の改正は、次年度以降に支給する勤勉手当に対する改正で、6月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の120から100分の122.5に、また、12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の125から100分の122.5に改正するものでございます。

また、第3項の改正は、第2項と同じく再任用職員の勤勉手当につきまして、6月の支給割合を100分の67.5から100分の68.75に、また、12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の70から100分の68.75に改正するものでございます。

第26条第2項第1号の改正は、次年度以降に支給する勤勉手当に対する改正で、6月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の100から100分の102.5に、また、12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の105から100分の102.5に改正するものでございます。

また、第2号の改正は、第1号と同じく、再任用職員の勤勉手当につきまして、6月の支給割合を100分の47.5から100分の48.75に、また、12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の50から100分の48.75に改正するものでございます。

以上が第2条関係の改正となります。

恐れ入ります。議案書の7頁をお願いいたします。

附則でございます。第1条第1項は、この条例は公布の日から施行することとしますが、改正条例の第2条の施行は令和6年4月1日からすることとしております。第2項は、改正条例の第1条の適用を令和5年4月1日から適用することとしております。

第2条は、条例改正前に支給された給与は、改正後の条例で支給された給与の内払いとする規定でございます。

第3条は、規則への委任で、条例施行に際しまして、必要な事項は規則で定めるという規定でございます。

以上で議案第41号のご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○辻本（馨）委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 今回上程されている内容については、全て人事院勧告のものと同一の内容になっているということでしょうか。

○西本秘書政策課長 おっしゃるとおりです。人事院勧告に基づくものでございます。

○斧田委員 結構です。

○村井委員 例えば先ほどの人事院勧告は国家公務員に準ずる、地方公務員のところというところなんですけど、じゃあ、在宅勤務手当等の手当というのが新設されているかと思うんですけど、その辺は太子町においては導入の予定はないんでしょうか。

○西本秘書政策課長 月例給、ボーナス等につきましては人事院勧告に基づきますが、今委員おっしゃいました在宅手当の内容につきましては、本町については適用しておりません。

詳細を申し上げますと、ご自身のおうちで勤務する場合、一定期間継続して、1か月に当たり10日を超えて勤務時間の全部をおうちで勤務する場合に手当額が支給される

というものでございますが、本町については、そのような事例は現在のところ必要性が見受けられませんので、適用しておりません。

○**村井委員** まず、そもそも人事院勧告の勧告に至ったといったところで、やっぱり今、国家公務員、また地方公務員の置かれている就労関係もしくは状況から課題があったと思うんです。人事院のところでは、課題のところではやっぱり人材確保とか組織パフォーマンスの向上とかいうところの目的で課題抽出されて、その課題になった報酬のところの、給与のところの勧告といったところに至っているかと思うんですけど、これからそういうところも、ただ給与のところが上がった下がったじゃなくて、その課題といったところを、まずは幹部職員の方だけでもやっぱりしっかり認識を持って、こういう課題が国で議論されて、こういう勧告に至っているといったところのプロセスをやっぱり知っておくことがすごく大事だなと思うんですけど、そういうところのお考えはどない考えてはるのか教えていただけませんか。

○**西本秘書政策課長** まず、大きく人事院の勧告の趣旨が、皆さんもご存じのように民間給与との較差というところがございまして。そういった較差をなくすということで、若年層を中心とした給与改定の引上げが行われたものでございまして。

その上で、あと並行しまして、今委員おっしゃいましたように働く職場、働きやすい職場というんですか、そういったところも必要になってこようかと思っております。本町におきましても、例えばですけども、働きやすい職場ということで有給をなるべく消化していただくとか、あと育児休業、育児休暇を積極的に活用していただくとか、そういった取組は今進めているところでございまして、また、近年ちょっと多くございまして、お休みされる例がございまして、そういった場面でも事前の防止ということで、健康診断に基づく提携医との健康チェックとか、そういったことは過去からもやっておりますし、今後も継続してやっていきたいというふうに考えております。

○**村井委員** 今、民間の較差以外は、給与較差もあるんですけど、環境の格差というのは、民間では在宅勤務というようなところで、そういうのがどんどんどんどん進んでいる、これじゃああかんということで今回新設された制度というところもあると思うので、人材、だから採用のところなんかは特にそうやと思いますわ。民間に人材が流れてしまっただけみたいなところもあるかと思うので、その辺の格差も縮めようということでこの人事院勧告というのが、そういうところで発令というか、報告を受けたところであるかと思うので、その辺の実際にどういうプロセスでそういうところになっているのかというの

を、やっぱり組織をマネジメントしていく立場の役職の方はしっかり分かった上で一般職の給料といったところに対応していただかなあかんと思いますし、またこれもちょっと質問で、非常勤職員の方ももちろん対象になっていくんでしょうね。

○西本秘書政策課長 非常勤職員、会計年度職員さんにおかれましても、今回対象となります。引上げの対象となります。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○西田副委員長 給料表の改定なんですけれども、この平均というのが案外くせ者で、また若年層に重きを置くということで、結局のところ、給料表を改定しても、長いこと働いている方の給料は上がらないということがあったんですが、今回のこの改定で、一部でも引き上がらない職員さんはいらっしゃるのでしょうか。全員引上げになるのかしら。

○西本秘書政策課長 今回、新旧対照表を見ていただきましたら分かりますように、基本的に全ての職員というんですか、が幾らかの引上げになっております。

その一例としまして、先ほど申しました若年ですけども、高卒の職員さんで、高卒に係る職員さんの初任給で1万2千円ほど、大卒程度の方で1万1千円程度、いわゆる全ての職員でございますので、高年齢といいますか、ある意味管理職、そういった職員についても1千円、1千500円、そういった給料が上がってまいります。

○西田副委員長 だから、そういうところで、仕事量でいけばどうなのと思ったら、若年層に重点を置いたじゃなくて、本当に公務員さんの給料をもっと引き上げなあかんと思ってるんです。

ですから、引下げ、コロナ禍にありながら引き下げたとき、本当に何を考えているんやということで反対をさせていただきましたが、少ないながらも今回は上がっていることで、それはよかったなと思うんですが、先ほど、その環境はどうやねんということでいくと、残業はどうなっているのかということをお尋ねしたいんです。

特に管理職の皆さん、何か毎日来てはるん違うんて、土日も休んではるのかしらと思うぐらいに思うんです。また、管理職の方がそういう働き方をされていると、やっぱりその下の方も働かなきゃならなくなるじゃないですか。でも、あまりにもひどいから、世界でもこれだけ有休を消化せえへんのは日本、ワーストワンをずっと更新しているんですけれども、あんまりひどいということで厚労省が有休を取りましようよということ働きかけたら、今、やっとな労働者、公務員とは限りませんが、年次有給休暇の取得率が6割を超えたそうなんです。政府は2025年までに70%の取得を目指している

そうなんですけれども、太子町でいけば、取得率、分かりますか。70%とかあるんでしょうかね。

○西本秘書政策課長 令和4年度、ちょっとまとめておりますのが、直近が令和4年度でございますので、令和4年度の数值にはなりますが、平均の取得日数が12.8日、約13日となっております。そのような状況になります。

ちなみに過去からいきますと、年々取得日数は上がっております。手元の資料では一番古いのが平成30年なんですけども、そのときには10.3日が、毎年といいますか、上昇しております、令和4年度では12.8日まで上がっているというふうな状況になります。

○西田副委員長 本当は有休は休まな、休んでもらおうということで設定されているから、今70%を目指していますと言っているけど、100%あって当たり前というところが実行されていないというのは何なんやというのはやっぱりもっと深く考えていただきたいくて、それはやっぱり人が足らんから休まれへんのか、責任が重過ぎて休まれへんのか、そういうことも考えてもらわなあかんし、中々そうは言いながらも人を増やしてくれないじゃないですか、正職。ほんで、増やす努力をしても来ないという、何かまた、そういうジレンマもあるじゃないですか。

公務員さんでそういうことが行われているのか分かりませんが、あまりにも捨てる、有休、捨てるという言い方もおかしいですけど、それは持ち越せないんですから、有休が多いんだったら、これは人事院勧告どおり動いていくかもしれませんけれども、有休の買取りぐらいあってもいいん違うかなと私は思うんですけど、本当に職員さんが、お金のために働いているわけではありませんけれども、やっぱり生活していくための給料でもありますので、人勧どおりで来ておりますけれども、そうはいうベースが町村と市との差があったり、あるじゃないですか。川を渡ること何で違うねんと思いますけど、市と町村では違うような給料体系にもなっていますので、そこは太子町の職員さんを守るという意味では、いろいろ手がないか、これからも考えてもらいたいですし、少なくとも与えられた有休が取れるようにするにはどうしたらいいんやということをもう少し真剣に考えていただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○西田副委員長 ちょっと確認もしておきます。これを当たり前やと思っていたというところが間違いなんですと言ったら、そこをちょっと正していただきたいんですけども、

大体一般職の職員さんが出てきたら特別職のことも出てきて、そして議会のことも条例と一緒に出てきたと思うんですが、今回いろいろいろいろあって、一般職の職員さんの条例改正だけになったんですが、そうしようとした狙いとか、それは今後もそうやっていくつもりなのか、背景をちょっと教えていただけませんか。

○西本秘書政策課長　ちょっとすみません、聞き取りにくかったんですけども、もう一度お願いします。

○西田副委員長　いろいろ言いましたが、3つ大体出たのが今回1つになったのは何ですか。

○西本秘書政策課長　今回、3つとおっしゃいましたのは一般職と議会の議員さんと特別職、その3つがということですか。今回、まず特別職につきましては、昨今の経済状況ですとか町の財政状況、そういったことから少しでも財政支出を抑えるという判断をされまして、自身の給料月額を既にカットされていることもある中で、今回については見合わせたというふうなことになります。

議員さんにつきましては、議員のほうで今回議会上程できるそういう制度、そういう権利といいますか、そういったところがございますので、そこにこちらとしては委ねているといいますか、そういった形で今思っております。

一般職については、町としまして、一般職を今回人事院勧告に合わせて上げさせていただいたところでは。

○西田副委員長　特別職の中でいうならば、町長であつたり教育長は別ですけれども、副町長は府から来てくださっているわけじゃないですか。府で働いている府の職員さんはこの人勧どおり、どうか知りませんが、そこと比べて副町長に、村が不利益を被ることは今回のを上げないということで、そういうことはなかったんですか。

○齋藤副町長　副町長、私のいわゆる給与の関係でご質問いただいているところでございますけれども、身分上は大阪府を一旦退職して、太子町のほうに就職をさせていただいているという形でございますので、基本的には太子町のいわゆる条例に基づいて給与を支給いただくというふうな形になるところでございます。

府の一般職については当然、府の場合は人事委員会がございますので、人事委員会勧告に基づいて、いわゆる給与改定を行っていくということになるのかなというふうに思っています。

町のほうは、当然一般職については、いわゆる人事院並びに大阪府の人事委員会の勧

告を踏まえながら、いわゆる労働基本権が制約されているという形になりますので、その代償措置としての人事院勧告という形になりますので、それに基づいて、いわゆる粛々と要は給与改定をしていくという形になるかと思えます。

特別職については、町長のいわゆる政策的な判断という形になりますので、今回期末手当の改定については見送りをさせていただいたという形になります。それで、副町長についても特別職の1つでございますので、それに合わさせていただいているという形になるかと思えます。

○西田副委員長 それでいくと、議会のほうは、そういう権利があるからどうぞとやってくれてはるんやったら、これは私らはやっぱり予算を伴うということはどうなのというところがあったんですけれども、権利としてということは今回上げる、下げることもあってもおかしくないと思うんですけれども、それは報酬のこのみならず、あらゆることに対して、権利の行使の中で、予算にも口を出してもいいということになるんですか。

○西本秘書政策課長 予算については、たしか私の記憶では上程はできなかったのかなと思っております。ただ、条例等は可能です。予算を伴う条例についてもその提出、議員として、議員さんとして提出することは可能であるというふうに理解しております。

○西田副委員長 予算を伴う条例を報酬にも限らず提出してもいいということですかね、全て。

○齋藤副町長 いわゆる予算を伴う条例につきましては、基本的には事前に議会と理事者というか、いわゆる町のほうが事前に相談を行った上で、調整をした上で、その上で条例を議員提案していただくという形が望ましいというふうな形で解釈されるところでございますので、予算編成権自体はいわゆる執行部のほう、理事者のほうに専属という形になりますので、そのような形で解釈されているところでございます。

○西田副委員長 事前に調整をするということは、議会がこうしてほしいということを知ることですか。

○齋藤副町長 事前に調整するというのは、基本的には例えば、今の議題になっているいわゆる給与、期末手当の改定については、その上げるか上げないかという判断については、当然議会側のご判断という形になろうかなと思えます。

その上で当然、期末手当を上げるという形になれば、いわゆる予算が伴う形になりますので、その予算の提案は理事者という形になりますので、そういった意味で事前に、条例と予算がセットにならないと、実際に執行できないわけですから、そういった意味

で事前に調整を行った上で、その上で議員提案をしていただくという形になるのかなというふうに思います。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第41号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第41号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第45号、令和5年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○木下環境農林課長 それでは私のほうから、議案第45号、令和5年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）の補正内容についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1頁をお願いいたします。

第3条、収益収入及び支出の補正ですが、既定の第1款収益的収入及び支出予算の総額に収入支出それぞれ95万9千円を追加し、収益的収入及び支出予算の総額を3億2千241万2千円とするものでございます。

また、第4条、資本的収入及び支出の補正ですが、規定の第1款資本的収入及び支出の予算の総額に収入200万円、支出187万9千円を追加し、資本的収入予算の総額を1億4千879万3千円及び資本的支出予算の総額を2億3千283万6千円とするものでございます。

それでは、補正内容についてご説明を申し上げます。

補正予算書の10頁をお願いいたします。

収益的支出についてご説明を申し上げます。1款下水道事業費用、1項営業費用、1

目管渠費、補正額 9 万 9 千円の増額。これは、市街化区域内において計画された住居の新築工事に伴い、下水道取付管を約 30 メートル敷設する工事費を計上しております。

続きまして、9 頁をお願いいたします。

収益的収入でございます。1 款下水道事業収益、2 項営業外収益、2 目補助金 9 万 9 千円の増額で、一般会計補助金として予算措置するものでございます。

続きまして、12 頁をお願いいたします。

資本的支出でございます。1 款資本的支出、第 1 項建設改良費、2 目流域下水道建設負担金、補正額 1 万 8 千 7 百 9 十円の増額。流域下水道建設負担金増額分を計上しております。

続きまして、11 頁をお願いいたします。

資本的収入でございます。1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債 200 万円の増額で、流域下水道事業債として予算措置するものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○辻本（馨）委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田副委員長 説明で 30 メートル分の工事、これ、どこというのが決まっているんですか。それとも何件かある 1 つですか。

○木下環境農林課長 新築場所は決まっております。新築されるのは太子地区でございます。市街化区域内なんですけれども、今、現状、雑種地というんですか、家が建っていない状況でして、この度山の上に 1 軒家が建つということで、下水道本管がそこまで整備されておりましたので、30 メートル今回で新たに敷設させていただくものでございます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第45号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第45号、令和5年度太子町
下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

これにて委員会を閉会させていただきます。

本日はお疲れさまでした。

午前11時50分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長 辻 本 馨